

資料 9

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（１）意見募集の対象農薬

ジンプロピリダズ、フェリムゾン、フェンメディファム、プロスルホカルブ

（２）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（３）意見募集期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）～ 令和 7 年 2 月 28 日（金）

（４）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（５）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（１）寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1 件
- ・郵送 0 件

（２）提出意見の総数 1 件

（３）提出意見に対する考え方 別紙のとおり

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	フェリムゾンという殺菌剤については、水濁基準が0.05に対して、計算値は0.022であり、ちょっとしたことで超えそうですが、問題ないのでしょうか？ ちょっとしたことでオーバーしそうな場合、基準を厳しくすべきです。	フェリムゾンについては、第一段階の水濁PECは登録基準値を下回っているものの、近接していたことから、より精緻な第二段階の水濁PECを算出しております。第二段階の水濁PECは0.0013 mg/L であり、登録基準値0.050 mg/L と比較し、十分に低いことを確認しております。 詳細は中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第94回）資料7をご覧ください。